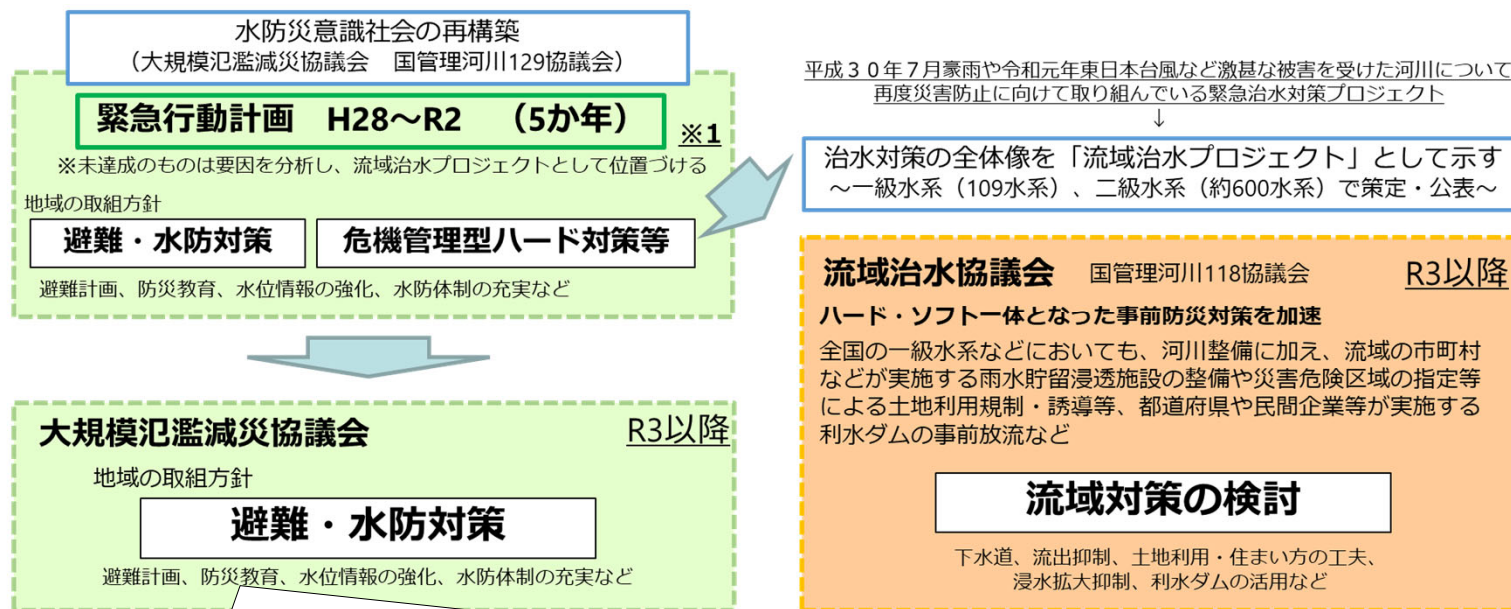


第2期から第3期への主な変更点

第3期富士川における大規模氾濫減災対策協議会

第3期は、2期10年にわたり推進してきた減災の取組を継承しつつ、流域治水協議会との役割分担を明確化し、避難・水防対策等のソフト対策を中心に取組を進める。さらに、「富士川における大規模氾濫減災対策協議会」へ名称変更を予定。

◆流域治水協議会と減災対策協議会の役割を明確化



減災対策協議会では「避難・水防対策」を着実に実施するための協議・情報共有を行うことを目的とする。
(流域治水協議会では、避難・水防対策を含めた流域治水プロジェクト全体を引き続き取り組む)

◆取組み項目の簡潔化・再整理

大規模氾濫減災対策協議会では10年間の蓄積を踏まえ、**取組項目の大幅な再整理を実施**。
重複・形骸化していた項目や流域治水協議会の項目について統合・削除を行い、取組項目を、

49項目→32項目へ

No.	第3期の新規追加の取組項目
1	浸水想定区域図や水害リスクマップ、多段階浸水想定図の活用、周知による水災害リスクの提供
17	避難所、避難場所等の確保、更新
21	防災計画の確認、更新

第3期取組項目の主な変更点

主な変更点について、**継続して実施する項目（継続実施）**、**取組項目自体を削除する項目（削除）**、**新たに追加する項目（新規追加）**として、以下の観点で取組項目を整理した。

継続して実施する項目（継続実施）

- ・ 昨今の現状・課題や第2期までの取組状況を踏まえて、引き続き継続が必要だと判断した項目

減災対策協議会の取組項目（第2期）		大規模氾濫減災対策協議会の取組項目（第3期）	
例) No.9	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	No.16	マイ・タイムラインの作成・活用の促進

取組項目自体を削除する項目（削除）

- ・ 流域治水プロジェクトの取り組みとして報告するため、第3期取組項目から除外すべき項目

減災対策協議会の取組項目（第2期）		大規模氾濫減災対策協議会の取組項目（第3期）	
例) No.39	流下能力対策としての築堤・護岸の整備	削除	流下能力対策としての築堤・護岸の整備

新たに追加する項目（新規追加）

- ・ 現時点の課題に対して必要な取組みが既存項目に存在しない場合に追加する項目

大規模氾濫減災対策協議会の取組項目（第3期）		新規追加理由
例) No.1	浸水想定区域図や水害リスクマップ、多段階浸水想定図の活用、周知による水災害リスクの提供	<新規追加> 既往項目では、浸水想定区域図等を活用・周知し、住民に水災害リスクを提供する取組が不足していると判断したため、ハザードマップに関する取組と区分し、新たに追加した。

取組項目の粒度を再整理し、関連項目と統合することが適当と判断したものについて、**名称変更や統廃合**を行った。

名称変更

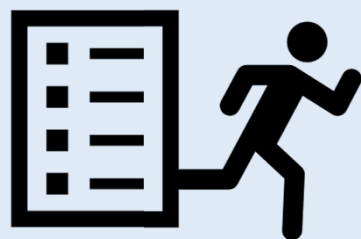
- ・ 実施すべき対応がわかるような取組項目に名称を変更
- ・ 取組項目が長いものは、主な実施内容に名称を変更

統廃合

- ・ 目的や関係者が重複する取組項目を統廃合

第3期の継続実施項目（抜粋）に対する第2期取組状況

第3期継続して実施する取組項目のうち、第2期5か年の取り組み状況は以下の通りである。
(全22機関、18自治体)



住民の自らの 避難行動支援

・マイ・タイムラインの
作成支援ツールの提供

17機関

・出前講座等での
マイ・タイムラインの活用

11機関

旧No.9 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進



高齢者等避難 の実効性の確保

・避難確保計画の策定支援

14市町

2390施設

(令和6年9月時点)

・訓練実施の促進・支援

12市町

旧No.12 要配慮者利用施設の避難計画の作成 及び訓練の促進



地域防災力の向上

・学生に対しての防災教育を実施

17機関

・自主防災組織や防災リーダー
への講習会の実施

18機関

旧No.20 防災教育の促進

旧No.33 自主防災会等の強化・育成及び水防活動への参加を促進



住民への情報発信 ツールの整備

・防災情報を発信するツールの整備 **18**ツール
(アプリやLINE)

旧No.14 防災情報の充実や表現の工夫

旧No.15 防災・気象情報等の配信方法の充実